

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第38号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 3 号中「次号」を「以下この項」に、「第 4 条」を「第 4 条第 1 項および第 3 項」に改め、同項中第 15 号を第 18 号とし、同項第 14 号中「その」を「診療所、助産所もしくはオンライン診療受診施設の」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項中第 13 号を第 16 号とし、第 12 号を第 15 号とし、同項第 11 号中「又は助産所」を「もしくは助産所」に改め、「管理者」の次に「又はオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号を同項第 14 号とし、同項中第 10 号を第 13 号とし、第 9 号を第 12 号とし、第 8 号を第 11 号とし、同項第 7 号中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に、「又は助産所の廃止又は開設者の死亡もしくは失そう」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止」に改め、同号を同項第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 法第 9 条第 2 項に定める診療所もしくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出に関する事項別表第 2 項第 6 号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 法第 8 条第 2 項に定めるオンライン診療受診施設の設置の届出に

関する事項

別表第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 政令第4条第4項に定めるオンライン診療受診施設の届出事項変更の届出に関する事項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。